

会 議 録

会 議 の 名 称	平成29年度第3回枚方市環境審議会
開 催 日 時	平成29年10月25日(木) 10時30分から 11時50分まで
開 催 場 所	枚方市市民会館 3階 第3会議室
出 席 者	会 長：三輪委員 副会長：石川委員 委 員：今堀委員、岩城委員、上原委員、片瀬委員、姜委員、 小坂委員、小杉委員、白井委員、廣寄委員、丸井委員、 三田村委員、安田委員
欠 席 者	稲垣委員、岡村委員、高瀬委員、田中委員、花田委員、福岡委員、 益田委員、溝口委員
案 件 名	1. 開会 2. 案件 (1)「ペット霊園の設置等に関する規制について(答申)」(案)について (2)「土砂埋立て等の規制について(答申)」(案)について 3. その他
提出された資料等の 名 称	次第 資料1-1 環境審議会意見に対する市の考え方(ペット霊園規制関係) 資料1-2 ペット霊園の設置等に関する規制について(答申)案 資料2-1 環境審議会意見に対する市の考え方(土砂埋立て等規制関係) 資料2-2 枚方市土砂埋立て等の規制について(答申)案 資料3 今後のスケジュール
決 定 事 項	・ペット霊園の設置等に関する規制について(答申)案について、了承され、会長から枚方市へ答申が行われた。 ・土砂埋立て等の規制について(答申)案について、了承され、会長から枚方市へ答申が行われた。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	0
所管部署(事務局)	環境部 環境保全課

審 議 内 容

1 開会

会 長：平成29年度第3回枚方市環境審議会を開催させていただきます。それでは、まず、事務局から出席状況の報告をお願いします。

事務局：本日の出席委員ですが、14名の委員にご出席いただいておりますので、枚方市環境審議会規則第4条第2項の規定に基づきまして、本審議会が成立していることをご報告申し上げます。

会 長：傍聴希望の方はおられますか。

事務局：おられません。

会 長：それでは、案件に入らせていただきます。

2 案件

(1)「ペット霊園の設置等に関する規制について（答申）」（案）について

会 長：まず事務局からこれまでの環境審議会意見に対する市の考え方の説明をお願いします。

【事務局より資料1-1（検討事項）説明】

会 長：この資料について、事前に資料を配布され、意見聴取をされていますが、追加意見はありましたか。

事務局：ありました。

【事務局より資料1-1（後日意見）説明】

会 長：ただいま事務局より環境審議会意見に対する市の考え方について説明を受けましたが、本日ご出席の委員からあらためてご意見はございますか。

【意見なし】

会 長：前回の環境審議会及び欠席委員から頂いた意見を踏まえて事務局に取りまとめるようお願いしていた「ペット霊園の設置等に関する規制について（答申）案」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局より資料1-2説明】

会 長：この資料について、事前に資料を配布され、意見聴取をされていますが、追加意見はありましたか。

事務局：ございませんでした。

会 長：それでは、ペット霊園の設置等に関する規制について（答申）案について、本日ご出席の委員からあらためてご意見はございますか。

委 員：見え消しの箇所は、このまま答申されるのですか。であれば、埋葬の禁止という2重線で消された箇所があった方がいいのではないですか。

事務局：資料の答申案の方については、見え消しを追加させていただき、答申そのものの方は見

え消しがないものを答申とさせていただきたいと思います。

委員：こちらの見え消しがある方は、表には出ないのですか。

事務局：審議会資料として公表されるので、その分については見え消しを追加し修正をさせていただきます。

委員：資料4頁の(3)5行目の、移動火葬車からの臭気の問題が、一般市民の場合では、課題が多く出てくる部分ではないか。この部分だけで理解を求めることが可能なのか。問題が出てくるとすれば、臭気の問題が一般市民からの不平・不満という形で出てくるのではないかと気になりますが、それで良いのですか。臭気の問題を課題化していないように、この文章からは感じ取れますが。

事務局：臭気については、構造基準と周辺への配慮義務で対応することが可能であると考えています。

委員：全国的に起こっている問題の一つは、臭気の問題があると思いますが、そういう意味では枚方市のこの文章だけで対応できるのか、サラッと流れている感じで、一般市民としては、おそらく枚方市に対して、これでは、しかも短時間で終わるという点では、市民が諦めにもなるという点があるのではないか。もう少し丁寧に扱うべきではないですか。

事務局：移動火葬施設の構造上の基準に基づく規制を考えております。800℃以上で適正に火葬を行うことにより、煙を含めて臭気等について周辺への影響を及ぼさないような基準になっていると考えています。周辺への配慮として火葬の始めから終わりまで800℃を保つことで、煙や臭気を周辺に影響を及ぼさない措置として可能であると考えています。

会長：具体的には資料1-2の中の資料3の3ページの最下行のところに、防音、防臭及び防じんについて、十分な能力を有するものであること、ここに防臭という言葉が出てくるので、構造基準については、この部分に書き込まれているというような発言だったと思います。そのあたりでいかがでしょうか。

委員：私個人が現場に居りませんから、何とも言えませんが、全国的にトラブルが起こっているのは、臭気の問題が大きいのではないかという点を、あらかじめ準備しておくことが必要ではないかという点に懸念を申し上げているだけです。800℃で十分だということであれば、了解できることです。

事務局：火葬を行う者が適正に管理することで、臭気の方も対応が可能という考えでいます。

会長：資料1-2の4頁の(3)の移動火葬車の規制の中で、最初の2行は概ね適切であると判断する、ただし所で、臭気等の影響がある場合は、ここに注意して欲しいというのが審議会の意見として書かれていまして、その対策として、周辺環境に影響を及ぼさないよう十分な対策を講じることという一文を入れているということですが、これで、委員が発言されていた臭気の課題が防げるのかという点につきまして、一応、事務局としては、構造基準で抑えられるということですが、他の委員さんで、この件について、ご意見はございませんでしょうか。

委員：臭気の問題に関して、最初の枚方市の考え方では、事前周知するだけだったのが、審議会の意見の中で、周辺の環境に影響を及ぼさないよう十分な対策を講じなさいとなっていますので、臭気の問題もきちんと対策しないとイケない。構造上の規制があつてなおかつ、そういう部分も対策しないとイケないという二重で明示されていますので、前の段階よりは、少なくとも厳しくなっていると思われ、一応改善されていると思います。

会長：ここは、一番生活に身近で一番重要な点です。それでは、他にご意見がなければ、一定対策が講じられているような内容になっているという発言もありましたので、原案のままいくということよろしいでしょうか。

【各委員了承】

会 長：では、原案のままでいかせていただきます。それでは審議が終わりましたので、これから答申をさせていただこうと思います。事務局に確認ですが、資料1-1にあるような審議過程、つまり我々審議会では議論を尽くした上で答申案が成立しました。会長としては審議会の結果として資料1-1の扱い方が気になりますが、議事録はオープンにされますが、その時に資料1-1もオープンにされますでしょうか。

事務局：資料につきましても、オープンになります。

会 長：わかりました。それでは環境審議会委員の皆様が丁寧に議論を尽くしてこの答申案になったということが、見る人が見ればわかるようになっていくという理解ですね。それでは、これから枚方市に対して答申をさせていただこうと思います。

副会長：一点確認ですが、先ほど委員から発言がありました資料1-2の資料3の1頁の見え消しの修正が入ったものを答申案に使われるべきだということの主旨だったと思いますが、この形を答申に使われるのであれば、少しよろしくないかと。見え消しの形で修正されたものが答申になるということの方がやり方として厳密ではないのか、それもおりこみ済みでOKということなのか、そのあたりを確認したいのですが。

事務局：今回の案の資料としては、指摘がありましたように見え消しの形で正式な資料にさせていただき、本日お手元には渡りませんが、資料としては修正します。答申の方は見え消しとか網掛けのない完全に溶け込んだきれいな形のもので答申をいただくこととなります。

会 長：私の元に答申させていただく完成版がありますが、こちらの方は網掛けがとられたものが用意されているということなので、こちらで答申をさせていただきたいと思います。

【会長より環境部長へ答申書が渡される】

会 長：皆様のお手元に網掛けの消された形の完成原稿で枚方市の方へ答申しました。

案件（2） 土砂埋立て等の規制について

会 長：それでは、同様の進め方で案件（2）の土砂埋立て等の規制についての審議に移らせていただきます。まず事務局からこれまでの環境審議会意見に対する市の考え方の説明をお願いします。

【事務局より資料2-1説明】

会 長：この資料について、事前に資料を配布され、意見聴取をされていますが、追加意見はありましたか。

事務局：ございませんでした。

会 長：事務局より環境審議会意見に対する市の考え方について説明を受けましたが、本日ご出席の委員からあらためてご意見はございますか。

【意見なし】

会 長：それでは、前回の環境審議会及び欠席委員から頂いた意見を踏まえて事務局に取りまとめるようお願いしていた「土砂埋立て等の規制について（答申）案」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局より資料２－２説明】

会 長：この資料について、事前に資料を配布され、意見聴取をされていますが、追加意見はありましたか。

事務局：ございませんでした。

会 長：それでは、土砂埋立て等の規制について（答申）案について、本日も出席の委員からあらためてご意見はございますか。

【意見なし】

会 長：今、副会長からご指摘があったのですが、ミスプリントのレベルですが、４頁の（３）の土地所有者の義務等の、枚方市より提示のあった「土地所有者の義務等」の「）」は必要なのですか。

事務局：間違いです。

会 長：資料２－２の資料３の網掛け部分ですが、これまで委員からいただいた意見で、水質、現場から出てくる排水に関しての意見が多数出されましたが、この網掛けの部分で、これで、一応いけているというご理解をいただいているのか、あるいは、もう少し規制が必要なのかという点がこの審議会で焦点になってきましたが、いかがでしょうか。

【意見なし】

会 長：よろしいでしょうか。

例えば、資料２－１のところ、異常な土砂を確認した場合や埋立て等区域の下流域において市民等から水質に係る苦情・相談があった場合等、必要に応じて行為者に水質測定やその結果を求めることとする。それから沈砂池等を設置して土砂の流出を防止する。これらのことを実施することは大事なことで、そして、職員が検体の採取に立ち会うということ、カバーできているという理解だと思いますが、これでよろしいでしょうか。意見がないようですので、この答申案をお認めになられたということ、よろしいでしょうか。

【各委員了承】

会 長 それでは、先程と同様に答申をさせていただきたいと思いますが、その前に先程「）」が残っている部分についてはどうされますか。私の手元には先程と同じように網掛けのない完成版をいただいておりますが「）」が残っていますが、そのままよろしいでしょうか

事務局：審議会の資料については修正させていただき、答申の分についてはそのまま答申を頂き、後日差し替えさせていただきたいと思いますが、お願いできますでしょうか。

会 長：皆様よろしいでしょうか。

【同意】

ありがとうございます。

それでは、今から答申させていただきます。

【三輪会長より大倉環境部長へ答申書が渡される】

会 長：たくさん議論いただきありがとうございました。ペット霊園同様、この審議会で尽くした意見の資料2-1は、市民の皆様にも、こういう議論があったということを公開していただきたいと会長から切に願うところです。

3 その他

会 長：その他事務局から報告等はございますでしょうか。

【事務局より資料3説明】

会 長：このペット霊園の設置と土砂の埋立て等の規制について、条例施行が7月と10月でずれています。これは資料にありますように土砂の埋立て等については、罰則が設けられている関係で、検察庁との協議が入ってますので、これに時間を要し遅れるということでございます。

あと、この審議会では、今年はペットと土砂の関係で第2、第3回と続けてまいりましたが、石川部会長を座長としまして地球温暖化対策実行計画検討部会を同時に進めていただいております。短期のうちに11月、12月で地球温暖化対策実行計画の検討を終えていただく、限られたスケジュールの中で、議論を進めていております委員の皆様には大変お世話になっております。その検討結果を受けて1月に地球温暖化対策について第4回を設ける予定です。

諮問の2件につきまして、これまで詳細な議論をいただきありがとうございました。今回無事2つの案件につきまして答申ができましたことは委員皆さんの協力のおかげです。

ありがとうございました。

あと、事務局から何かございますか。

ないようですので、これで第3回枚方市環境審議会を閉会します。

4 閉会

以上